

## 令和5年度第2回北区子ども・子育て会議子どもの未来応援プラン部会 次第

日時：令和5年6月30日（金）18時30～

場所：北とぴあ15階ペガサスホール

### 1 開会

### 2 子ども・子育て施策等に関する報告事項

- ①「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」に関する事項について
- ②「(仮称)北区子ども条例」に関する事項について

### 3 その他

### 4 閉会

#### 【資料一覧】

| 資料 No. | 資料名                                | 配付区分       |
|--------|------------------------------------|------------|
| 資料1    | ■次世代育成支援行動計画                       | 事前メール・当日配付 |
| 資料2    | 5月の子ども・子育て会議部会での意見                 | //         |
| 資料3    | 「次世代育成支援行動計画」の体系                   | //         |
| 資料4    | 「次世代育成支援行動計画」の施策目標（赤字修正版）          | //         |
| 資料5    | ■子どもの未来応援プラン                       | //         |
| 資料6    | 子どもの未来応援プラン 掲載イメージ                 | //         |
| 資料7    | （現行計画）子どもの貧困対策に関する指標               | //         |
| 資料8    | （新計画案）子どもの貧困対策に関する指標               | //         |
| 資料9    | （仮称）北区子ども条例の基本的な考え方（案）             | //         |
| 資料10   | （仮称）北区子ども条例アンケート（案）                | //         |
| 資料11   | 条例に関して6月7日の子ども・子育て支援計画部会で出された主なご意見 | //         |

【事務局】子ども未来課子ども未来係 小泉・梅村・横山

メール：kosodate-ka@city.kita.lg.jp

電話03-3908-9097

## ■「次世代育成支援行動計画」

### 1. 次世代育成支援行動計画とは（改めて）

- ◆ 次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」として策定（**することができる。**）
- ◆ 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

### 2. 次世代育成支援行動計画の体系・施策目標（5月の子ども・子育て会議部会での審議を踏まえて）

- ◆ 5月11日・23日の子ども・子育て会議部会での意見（別紙1）
- ◆ 次世代育成支援行動計画の体系（別紙2）
- ◆ 次世代育成支援行動計画の施策目標（別紙3）

### 3. 新計画の個別目標（主な取組み）に載せるべき事業（案）

- ◆ 出産から切れ目のない伴走型支援
  - ヤングケアラーの子どもと家庭の支援
  - 若者支援
  - 子どもの権利擁護・意見表明権の保障、LGBTQの対応等
  - 子どもの自殺問題
  - 医療的ケアを日常的に必要とする子どもと家庭の支援
  - その他…



### 4. 今後の予定

- ◆ 6月：新計画の個別目標（主な取組み）について庁内各課に調査
- ◆ 7月：子ども・子育て会議で報告

(別紙1)

◆5月の子ども・子育て会議部会での意見

令和5年5月11日 第1回子ども・子育て支援事業計画部会

令和5年5月23日 第1回子どもの未来応援プラン部会 の主な意見

1 施策目標5「安心して子育てと仕事ができる環境づくり」【個別目標】の見出し③「男女が共に担う子育ての推進について」について

(1) 事務局案

「性別による固定的な役割分担意識にかかわらず子育てを担う社会の推進」

(2) 委員意見

・「「かかわらず」という表現はわかりづらいのではないか。

・「性別による固定的な役割分担意識にとらわれず子育てを担う社会の推進」がより良いと考える。

(3) 今後の方針案(子ども未来課)

→「とらわれる」の意味合いが本文脈に適合し、かつ、国の計画等でも同様の文脈で「とらわれず」の使用例があることから、委員意見のとおり修正する。

理由1 意味

デジタル大辞泉

固定した価値観や考え方などに拘束される。

理由2 使用例

① **男女共同参画基本計画**(平成12年12月28日号外総理府告示第74号)から抜粋

・「男女が共に、各人の生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育を含む生涯学習・能力開発を推進する。特に、近年の女性の活躍推進に向けた動きも踏まえ、多様化、高度化した学習需要に対応するとともに、女性のエンパワーメントに寄与するため、生涯にわたる学習機会の提供や社会参画の促進のための施策の一層の充実を図る。」

・具体的な取組

④ 社会教育において、男女共同参画の意識を高め、固定的な性別役割分担にとらわれない意識が醸成されるよう、地域における学習機会の提供を促進する。

② **東京都北区立図書館資料管理要綱**(平成24年3月21日23北教図第2701号教育長決裁)

(別紙1)

◆5月の子ども・子育て会議部会での意見

(資料収集の基本方針)

第4条 図書館は、区民の生涯学習を支える情報拠点として区民の知的、文化的要求に応え、教養、調査研究、レクリエーション等に役立てるため、必要な資料を幅広く収集する。

2 区民の知る権利を尊重するとともに、論争や見解の違いのある分野の資料については、あらゆる思想、信条、宗教、学説、党派的立場にとらわれることなく、それぞれの観点に立った資料を公平かつ幅広く収集する。

2 施策目標5「安心して子育てと仕事ができる環境づくり」リード文について

(1) 事務局案

「さらに、性別による固定的な役割分担意識にかかわらず子育てを担う社会を推進します。」

(2) 委員意見

・「かかわらず」を修正してほしい

・「社会を推進します」の表現が違和感

(3) 今後の方針案(子ども未来課)

委員意見を踏まえ、「さらに、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず子育てを担う社会の実現を図ります。」に修正する。

---

i 男女共同参画基本計画 第2部 施策の基本的方向と具体的な取組

I あらゆる分野における女性の活躍

第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

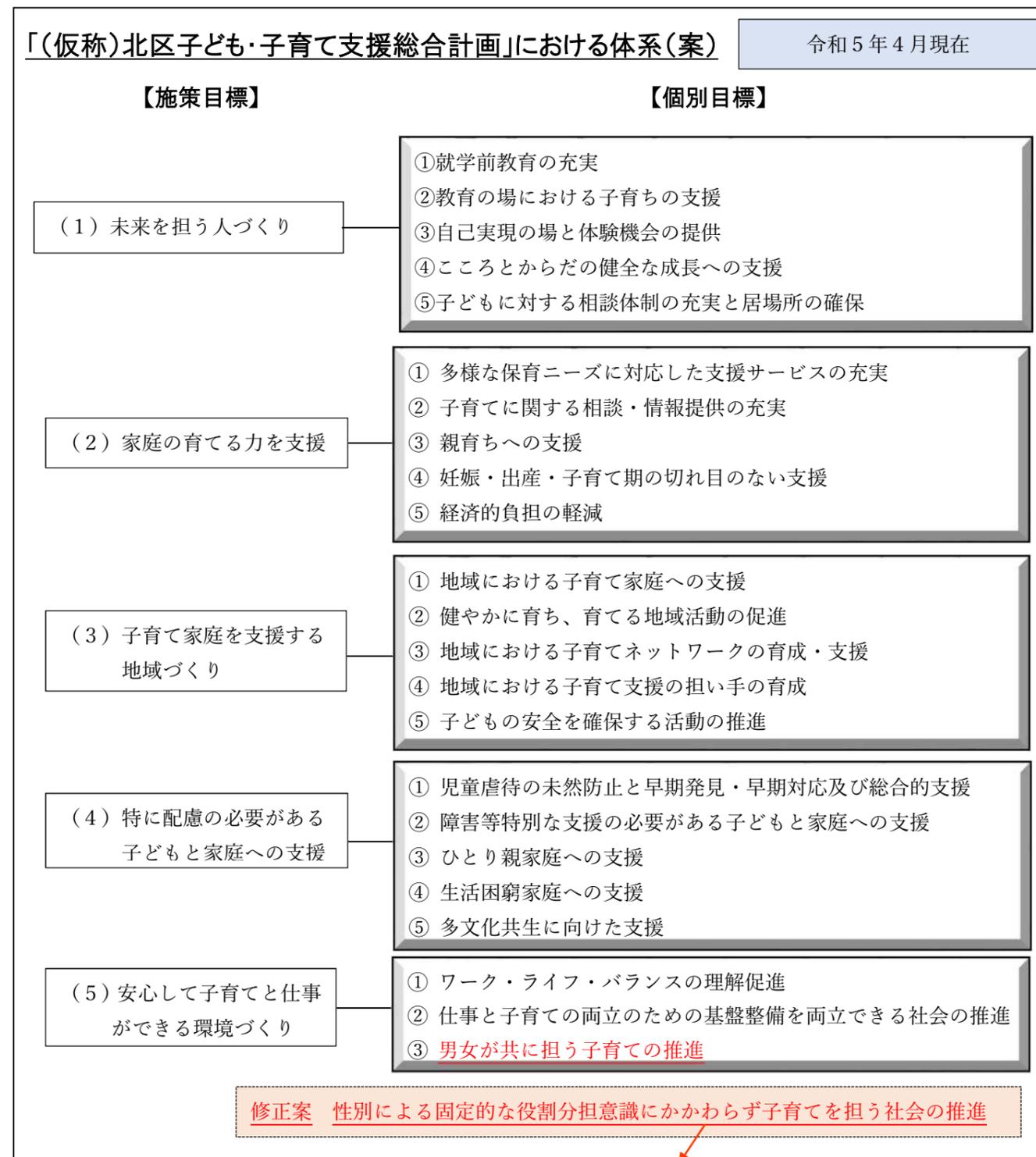
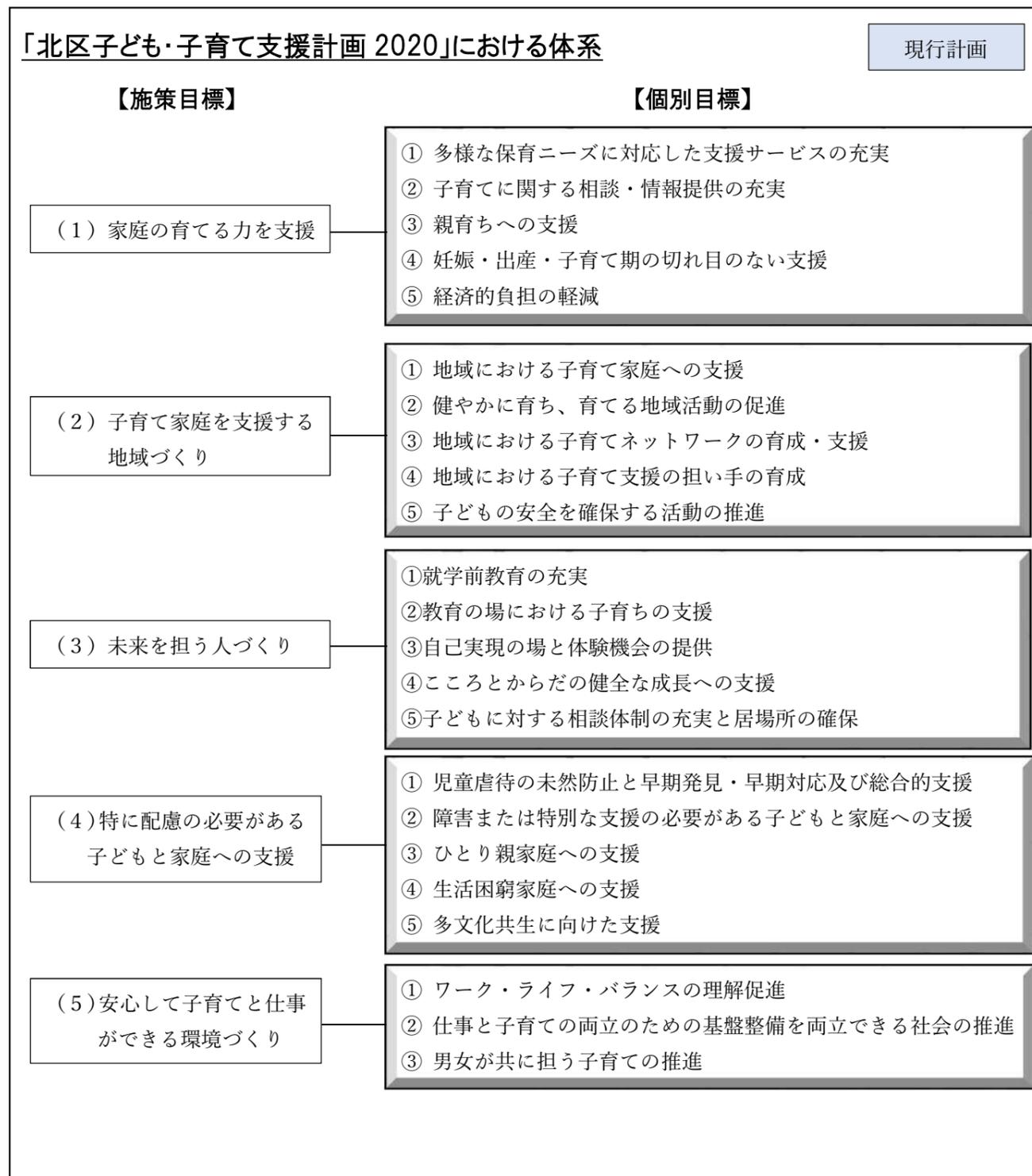
施策の基本的方向

(別紙2)

「次世代育成支援行動計画」の体系について(素案)

◎考え方

次代を担う子どもの健全な育成や地域における子育てしやすい環境の整備等に向けて、「北区子ども・子育て支援計画2020」及び北区の子ども・子育てに関する現状を踏まえ、施策目標と個別目標を設定し事業を展開していきます。基本的には既存計画の体系を踏襲し、すべての子育て家庭に寄り添った支援を推進していきます。



とらわれず

## 2

## 施策目標

本計画の基本理念である「すべての子どもが自分らしく輝き健やかに成長できるよう子どもの育ちを支援するまち」の実現をめざすため、5つの施策目標を設定しました。

### 施策目標1 未来を担う人づくり

次世代を担う子どもたちが、未来を切り開いていく力を伸ばし、豊かな人間性と思いやりの心を持てるよう、様々な自己実現の場と体験機会を提供するとともに、就学前教育や学校教育の場における子育て支援を図ります。

また、**子どもの権利を保障し**、「子どもの最善の利益」を実現するため、その権利擁護について広く周知、啓発を行うとともに、**子どもの権利を守る仕組みの構築と体制の充実**を図ります。

さらに、**子どものこころとからだの健全な成長と社会的な自立のための支援、子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保**を行います。

### 施策目標2 家庭の育てる力を支援

**子どものより良い育ちを実現するために、子どもの成長や子育てに楽しみや喜びを感じられるような支援の充実**を図ります。

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、**多様で質の高い保育サービスの提供や相談・情報提供の充実、経済的負担の軽減策など**、妊娠期から出産・子育て期に渡る切れ目のない支援を行います。

また、**出産・子育てに不安をもつ保護者に対し「親育ち」の取組みを推進**します。

### 施策目標3 子育て家庭を支援する地域づくり

地域の中で子どもが健やかに育つよう、**子育てをまちぐるみで温かく見守る地域づくりを推進**します。

保護者の不安や孤独感の解消に向けて、「孤育て」に陥りがちな保護者同士の仲間づくりの場や、保護者と子どもが一緒にゆっくり過ごすことができる場を提供するなど、地域における子育て家庭への支援を充実させます。

また、支援を必要とする人が様々な支援を受けながら自分らしく子育てができるように、それを支える団体やボランティアが共に子育て支援ができるネットワークを構築するとともに、地域活動への支援や人材の育成を推進します。

さらに、**子どもを危険から守り、安心して子育てができる環境づくりを行うため、子どもの見守り等の安全を確保する活動、子育ての支援活動を促進**します。

## 施策目標4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

---

子どもたちを誰一人取り残すことがないように、困難を抱える子どもと家庭に対するきめ細やかで隙間のない支援の充実を図ります。

子どもへの虐待の未然防止、早期発見・早期対応への取組みを進めるとともに、様々な課題を抱える子どもや家庭への支援体制の強化を図るため、子どもに関する総合的な相談・支援拠点の整備など体制の構築を進めていきます。

また、障害のある子どもと家庭、ひとり親家庭、生活困窮家庭への支援及び多文化共生に向けた支援を進めます。

## 施策目標5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

---

より良い親子関係を形成し、子どもの育ちを支援するため、保護者が安心して子育てと仕事ができ、希望した形で子育てに向き合うことができる環境づくりを推進します。

ワーク・ライフ・バランスへの理解・促進に努めるとともに、ライフステージにあわせた自分らしい多様な生き方ができるよう、働き方改革や、仕事と子育てを両立するための環境づくりを一層推進します。

さらに、性別による固定的な役割分担意識にかかわらず子育てを担う社会を推進します。

さらに、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず子育てを担う社会の実現に向けた取組を推進します。

## ■ 子どもの未来応援プラン

### 1 子どもの未来応援プランとは

- ◆子どもの貧困対策の推進に関する法律9条2項による「市町村計画」として策定する(努力義務)  
→「市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。」
- ◆国基本方針「貧困の連鎖を断ち切り、すべての子どもが夢や希望を持てる社会を目指す。」

### 2 子どもの未来応援プラン策定の方向性

- ◆令和4年度の北区子ども・子育て会議における審議  
→現行の「北区子どもの未来応援プラン」の基本目標、3つの柱、7つの施策目標について、現行計画を引き継ぐ方針を確認した。
- ◆子ども・子育て支援総合計画の一計画として策定するにあたって  
→総合計画が3つの計画(次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画、子どもの未来応援プラン)を内包する計画であることから、共通事項は集約して掲載する一方で、3つの計画が有機的に関連していることを分かりやすく示す掲載をする。

### 3 基本目標、3つの柱、7つの施策目標

- ◆ 基本目標  
未来を担う北区の子どもたちが、生まれ育った環境にかかわらず、自分の将来に夢と希望を持って健やかに成長・自立できるよう、子どもたちの育ちや学びを支える地域社会の実現をめざし、貧困の連鎖の解消に取り組みます。
- ◆ 貧困の連鎖の解消のための3つの柱  
国及び東京都と連携を図りながら、子どもや家庭と密接に関わることのできる自治体として、貧困の連鎖の解消のための3つの柱に基づき、実効性の高い施策を展開します。
- ◆ 柱1 子どもの育ち、学びをささえる  
すべての子どもたちが、生まれ育った家庭環境や経済状況にかかわらず、自己肯定感や意欲を持ち、希望をもって夢に挑戦できるよう、困難に負けない生きる力を育み、成長をささえる環境を整えます。  
施策1 乳幼児期の子どもの育ち、成長の支援  
施策2 学校教育における学び、成長の支援  
施策3 子どもの居場所づくりの推進  
施策4 困難を抱えやすい子ども(若者)への支援

◆ 柱2 ライフステージに応じた相談・支援

困難を抱える家庭の子どもと保護者が孤立することのないよう、様々な場面や関わりの中から子どもの貧困のサインを早期に把握し、子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援に確実につなぐための仕組みをつくります。また、困難を抱える家庭の保護者への就労支援や生活支援等により、生活自立を応援します。

施策5 孤立しないしくみづくり

施策6 保護者への就労、生活支援

◆ 柱3 地域全体で見守り、ささえる

地域を構成するすべての人が子どもの貧困問題に対する関心や理解を深め、地域社会全体で困難を抱える家庭の子どもと保護者を見守り、ささえるネットワークを構築します。

施策7 地域全体でささえるネットワークの構築

## 4 施策体系

### ■基本目標

未来を担う北区の子どもたちが、生まれ育った環境にかかわらず、  
自分の将来に夢と希望を持って健やかに成長・自立できるように、  
子どもたちの育ちや学びを支える地域社会の実現をめざし、  
貧困の連鎖の解消に取り組みます。

### ■3つの柱

柱1  
子どもの育ち、  
学びをささえる

柱2  
ライフステージに  
応じた相談・支援

柱3  
地域全体で見守り、  
ささえる

### ■施策

施策1  
乳幼児期の子どもの育ち、成長の支援

施策2  
学校教育における学び、成長の支援

施策3  
子どもの居場所づくりの推進

施策4  
困難を抱えやすい子ども（若者）  
への支援

施策5 孤立しないしくみづくり

施策6  
保護者への就労、生活支援

施策7  
地域全体でささえるネットワークの  
構築

## 5 計画の進捗状況の把握

### ◆ 子どもの未来応援プランにおける、計画の進捗や効果の把握

→子どもの貧困に関する指標を設定し、その数値の変化を確認することで、子どもの貧困の状況を把握し、取組みの検証・評価を行っています。(毎年12月に子ども・子育て会議で報告)

◆ 指標については、必要に応じて見直しを行い、追加や修正を行うものとします。

◆ 現行計画における北区における子どもの貧困に関する指標 (別紙)

## 6 北区の子どもの貧困対策に関する取組みと推進体制

◆ 子どもの貧困対策の推進に関する法律では、第1条で、「全ての子どもが心身ともに健やかに育成され」ることを目的として定められております。つまり、子どもの貧困対策は、本区の次世代を担うすべての子どもと家庭を念頭において多様な施策が総合的に展開されるものです。

◆ 子どもの貧困対策に関連する施策計画は、「北区子ども・子育て支援総合計画2024」の第4章(次世代育成行動支援計画)・第5章(子ども・子育て支援事業計画)に示した取組・事業等の各所に存在するものです。

◆ 子どもの未来応援プランに関する個別事業の実績・進捗管理

→子ども・子育て支援総合計画の推進体制において一体として管理することとします。

◆ ただし、上記5のとおり、子どもの貧困対策に関するの効果検証は引き続き「貧困に関する指標」で行うものとします。

## 7 子どもの未来応援プラン 掲載イメージ 別紙

第●章 北区の子どもの貧困対策に関する取組み

柱1 子どもの育ち、学びをささえる

施策1 乳幼児期の子どもの育ち、成長の支援

困難を抱える家庭の子どもを含むすべての乳幼児期の子どもが、今後の育ちや学びをささえる基盤となる基本的な生活習慣や自己肯定感を育みながら健やかに成長できるよう、子どもの育ちを支えます。

| No  | 事業名   | 事業内容   | 第4章次世代育成支援行動計画                  | 第5章子ども・子育て支援事業計画                |
|-----|---|--|---------------------------------|---------------------------------|
| 1-1 | きらきら0年生応援プロジェクトの推進<br>(幼児教育の質の向上)<br>(学齢期への円滑な接続) | 幼児教育から小学校教育への連続性を重視し、円滑な接続を図るため、幼稚園・保育園と小学校との連携・交流事業を実施するとともに、保護者を対象に「小学校入学前子育てセミナー」を開催します。<br>また、「北区保幼小交流プログラム・保幼小接続期カリキュラム」の活用を推進・拡大するために幼児教育施設にコーディネーターを派遣し、幼児教育の質の向上を図ります。 | (再掲)<br>P. ●●<br>施策 ID<br>○—○—○ |                                 |
| 1-2 | 保育所待機児童解消の取組みの推進                                  | 待機児童の解消を図るため、将来の保育需要等を勘案しながら施設整備を計画的に推進します。  | (再掲)<br>P. ●●<br>施策 ID<br>○—○—○ | (再掲)<br>P. ●●<br>施策 ID<br>○—○—○ |
| 2   | 児童館の子どもセンターへの移行の推進                                | 児童館の子どもセンターへの移行を推進し、乳幼児親子が一日過ごせる居場所の提供を図るとともに、乳幼児の年齢にあわせた活動プログラムの提供や専門相談員による相談事業などを行い、子どもの育ちと親育ちをささえます。  | (再掲)<br>P. ●●<br>施策 ID<br>○—○—○ |                                 |
| 3   | 保育園、幼稚園等の保育料の負担軽減                                 | 所得状況等に応じた保育料設定や子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の保育料の負担軽減、認証保育所等の保育料の一部補助等を行います。   | (再掲)<br>P. ●●<br>施策 ID<br>○—○—○ |                                 |
|     | ・<br>・<br>・                                       | ・<br>・<br>・  |                                 |                                 |
|     | ○●事業  | ~~~~~、子どもの育ちと親育ちをささえます。  | (再掲)<br>P. ●●<br>施策 ID<br>○—○—○ |                                 |

施策2 学校教育における学び、成長の支援

困難を抱える家庭の子どもを含む、すべての学齢期の子どもたちの確かな学力と豊かな人間性、健やかな体を育み、困難な状況にあってもたくましく生きる力を身に付けられる教育環境を整えます。

| No | 事業名         | 事業内容                    | 第4章次世代育成支援行動計画                  | 第5章子ども・子育て支援事業計画 |
|----|-------------|-------------------------|---------------------------------|------------------|
| 1  | ○●事業        | ~~~~~、子どもの育ちと親育ちをささえます。 | (再掲)<br>P. ●●<br>施策 ID<br>○—○—○ |                  |
|    | ・<br>・<br>・ | ・<br>・<br>・             | (再掲)<br>P. ●●<br>施策 ID<br>○—○—○ |                  |
|    | ○●事業        | ~~~~~、子どもの育ちと親育ちをささえます。 | (再掲)<br>P. ●●<br>施策 ID<br>○—○—○ |                  |

施策3 子どもの居場所づくりの推進

経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難な子どもの状況に寄り添った学習の場や居場所の提供を推進し、困難を抱える家庭の子どもの将来的な自立を促進します。

困難を抱える家庭の子どもを含む、すべての子どもたちが、放課後等を安全・安心に過ごすことができる多様な学習の場や居場所づくりを推進します。

子どもの未来応援プラン 掲載イメージ 別紙

| No | 事業名  | 事業内容         | 第4章次世代育成<br>支援行動計画              | 第5章子ども・子<br>育て支援事業計画 |
|----|------|--------------|---------------------------------|----------------------|
| 1  | ○●事業 | ~~~~~を推進します。 | (再掲)<br>P. ●●<br>施策 ID<br>○—○—○ |                      |
| ・  | ・    | ・            | (再掲)<br>P. ●●<br>施策 ID<br>○—○—○ |                      |

## 施策4 困難を抱えやすい子ども（若者）への支援

児童養護施設等を退所する子どもや、高校を中途退学したり無業等の状態にある若者など困難を抱えやすい状況にある子ども（若者）が、希望する未来を実現できるよう応援、支援します。

| No | 事業名  | 事業内容         | 第4章次世代育成<br>支援行動計画              | 第5章子ども・子<br>育て支援事業<br>計画 |
|----|------|--------------|---------------------------------|--------------------------|
| 1  | ○●事業 | ~~~~~を推進します。 | (再掲)<br>P. ●●<br>施策 ID<br>○—○—○ |                          |
| ・  | ・    | ・            | (再掲)<br>P. ●●<br>施策 ID<br>○—○—○ |                          |
|    | ○●事業 | ~~~~~を推進します。 | (再掲)<br>P. ●●<br>施策 ID<br>○—○—○ |                          |

## 柱2 ライフステージに応じた相談・支援

### 施策5 孤立しないしくみづくり

困難を抱える家庭の子どもと保護者が孤立することのないよう、母子保健の取組みや保育園・幼稚園、学校などでの関わりの中で気づき、必要な支援が確実につながるしくみを構築します。

| No | 事業名  | 事業内容         | 第4章次世代育成<br>支援行動計画              | 第5章子ども・子<br>育て支援事業<br>計画 |
|----|------|--------------|---------------------------------|--------------------------|
| 1  | ○●事業 | ~~~~~を推進します。 | (再掲)<br>P. ●●<br>施策 ID<br>○—○—○ |                          |
| ・  | ・    | ・            | (再掲)<br>P. ●●<br>施策 ID<br>○—○—○ |                          |
|    | ○●事業 | ~~~~~を推進します。 | (再掲)<br>P. ●●<br>施策 ID<br>○—○—○ |                          |

### 施策6 保護者への就労、生活支援

経済的に困難な状況にある家庭やひとり親家庭の保護者に対し、生活に関する相談や個々の状況に応じたきめの細かな支援を行い、生活自立を応援します。

特に、家計と子育ての両方を一人で担うひとり親家庭に対しては、資格取得などの正規雇用につながる支援や、精神的負担の軽減も含めた総合的な支援を図ります。

子どもの未来応援プラン 掲載イメージ 別紙

| No | 事業名  | 事業内容         | 第4章次世代育成<br>支援行動計画              | 第5章子ども・子育て支<br>援事業計画 |
|----|------|--------------|---------------------------------|----------------------|
| 1  | ○●事業 | ~~~~~を推進します。 | (再掲)<br>P. ●●<br>施策 ID<br>○—○—○ |                      |
| ・  | ・    | ・            | (再掲)<br>P. ●●<br>施策 ID<br>○—○—○ |                      |
|    | ○●事業 | ~~~~~を推進します。 | (再掲)<br>P. ●●<br>施策 ID<br>○—○—○ |                      |

### 柱3 地域全体で見守り、ささえる

#### 施策7 地域全体でささえるネットワークの構築

子どもの貧困について、地域の理解と協力を求め、困難を抱える家庭の子どもと保護者を見守り、ささえる人材や活動のすそ野を広げるとともに、関係機関、地域、企業、NPO、ボランティア、民生委員・児童委員等の協力関係のもと、困難を抱える家庭の子どもと保護者を地域全体で見守り、ささえるネットワークの構築に取り組みます。

| No | 事業名  | 事業内容         | 第4章次世代育成<br>支援行動計画              | 第5章子ども・子育て支<br>援事業計画 |
|----|------|--------------|---------------------------------|----------------------|
| 1  | ○●事業 | ~~~~~を推進します。 | (再掲)<br>P. ●●<br>施策 ID<br>○—○—○ |                      |
| ・  | ・    | ・            | (再掲)<br>P. ●●<br>施策 ID<br>○—○—○ |                      |
|    | ○●事業 | ~~~~~を推進します。 | (再掲)<br>P. ●●<br>施策 ID<br>○—○—○ |                      |

## 子どもの貧困対策に関する指標の実績（令和4年度状況）

資料7

| No | 指標名   | 対象者                   | 関係課（調査対象） |                            | 令和4年度実績値  | 集計方法  | 令和3年度  |
|----|---|-----------------------|-----------|----------------------------|---|---|--|
|    |   |                       | 課         | 関連事業・調査等                   |   |   |  |
| 1  | 妊娠届出後の妊婦への面接を実施する割合                           | 妊婦                    | 健康推進課     | はびママ・たまご面接                 |   | 「はびママ・たまご面接の実人数／母子健康手帳交付数（再交付除く）」の割合  | 88.89%   |
| 2  | 歯科検診でむし歯ありの判定を受けた子どもの割合                       | 区内3歳児                 | 健康推進課     | 東京の歯科保健                    |   |   | 5.4%   |
| 3  | 歯科検診で未処置のむし歯がある子どもの割合                         | 区内3歳児                 | 健康推進課     | 東京の歯科保健                    |   | 「未処置歯のある者／受診者数」の割合  | 4.4%   |
| 4  | 歯科検診でむし歯ありの判定を受けた子どもの割合                       | 区立小学1年生               | 学校支援課     | 東京都の学校保健統計調査               |   |   | 都の統計、コロナの影響により健診延期で未確定   |
| 5  | 歯科検診で未処置のむし歯がある子どもの割合                         | 区立小学1年生               | 学校支援課     | 東京都の学校保健統計調査               |   |   | 都の統計、コロナの影響により健診延期で未確定   |
| 6  | 子どもの朝ごはん摂取率                                   | 区立小学2、4、6年生、<br>中学2年生 | 教育指導課     | 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査 |   | 「毎日」の割合   | ・小2：男96.0% 女96.3%<br>・小4：男91.4% 女92.4%<br>・小6：男86.6% 女86.9%<br>・中2：男80.9% 女81.9% |
| 7  | 「自分には良いところがある」の質問で肯定的に答える子どもの割合               | 区立小学6年生<br>中学3年生      | 教育指導課     | 全国学力・学習状況調査                |   | 「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の合計割合   | ・小6：78.0%<br>・中3：78.3%   |
| 8  | 「全国学力・学習状況調査」の児童・生徒の平均正答率                     | 区立小学6年生<br>中学3年生      | 教育指導課     | 全国学力・学習状況調査                |   |   | ○小6<br>国語69.0% 算数74.0%<br>○中3<br>国語67.0% 数学60.0%                                 |
| 9  | 「北区基礎・基本の定着度調査」の児童・生徒の達成率<br>※達成率＝正答率／目標値×100 | 区立小学2年生               | 教育指導課     | 北区基礎・基本の定着度調査              | 各教科の観点項目（①～③は各教科観点別※令和3年度以降以下の観点となる。中学校は令和4年度から）<br><br>【国語】<br>①知識・技能<br>②思考・判断・表現<br>③主体的に学習に取り組む態度<br><br>【社会】※小5以上<br>①知識・技能<br>②思考・判断・表現<br>③主体的に学習に取り組む態度<br><br>【算数（数学）】<br>①知識・技能<br>②思考・判断・表現<br>③主体的に学習に取り組む態度<br><br>【理科】※小4以上<br>①知識・技能<br>②思考・判断・表現<br>③主体的に学習に取り組む態度<br><br>【英語】<br>①知識・技能<br>②思考・判断・表現 | ○小2<br>【国語】<br>①109.4% ②105.3%<br>③97.5%<br>【算数】<br>①106.4% ②105.9%<br>③107.9%  |  |
|    |   | 区立小学4年生               | 教育指導課     | 北区基礎・基本の定着度調査              |   | ○小4<br>【国語】<br>①107.6% ②103.6%<br>③100.8%<br>【算数】<br>①109.1% ②111.1%<br>③112.8%<br>【理科】<br>①99.4% ②100.3%<br>③98.3%                                     |  |
|    |   | 区立小学6年生               | 教育指導課     | 北区基礎・基本の定着度調査              |   | ○小6<br>【国語】<br>①104.7% ②109.5%<br>③106.5%<br>【社会】<br>①94.9% ②98.4%<br>③100.2%<br>【算数】<br>①108.7% ②105.7%<br>③109.7%<br>【理科】<br>①94.7% ②99.3%<br>③100.0% |  |

## 子どもの貧困対策に関する指標の実績（令和4年度状況）

| No | 指標名                                | 対象者                  | 関係課（調査対象） |                                   | 令和4年度実績値 | 集計方法   | 令和3年度   |
|----|------------------------------------|----------------------|-----------|-----------------------------------|----------|--|---|
|    |                                    |                      | 課         | 関連事業・調査等                          |          |  |   |
|    |                                    | 区立中学2年生              | 教育指導課     | 北区基礎・基本の定着度調査                     |          | ③主体的に学習に取り組む態度   | ○中2<br>【国語】<br>①108.5% ②106.2%<br>③110.8% ④110.9%<br>⑤106.9%<br>【社会】<br>①111.9% ②111.6%<br>③108.4% ④106.4%<br>【数学】<br>①104.7% ②107.0%<br>③108.5% ④108.1%<br>【理科】<br>①101.8% ②99.0%<br>③85.7% ④83.0%<br>【英語】<br>①107.6% ②108.2%<br>③105.6% ④109.9% |
| 10 | 学校外学習時間が1時間未満の児童・生徒の割合             | 区立<br>小学6年生<br>中学3年生 | 教育指導課     | 全国学力・学習状況調査                       |          | 平日の学校外学習時間が「30分以上、1時間より少ない」「30分より少ない」「全くしない」の合計割合  | ・小6：31.5%<br>・中3：20.8%  |
| 11 | 小学校・中学校の不登校者数（率）                   | 区立小・中学校の児童・生徒        | 教育指導課     | 児童生徒の問題行動・不登校等<br>生徒指導上の諸課題に関する調査 |          |  | 小学校：175人（1.31%）<br>中学校：268人（5.91%）  |
| 12 | 区立中学校の高校進学率                        | 区立<br>中学3年生          | 学校支援課     | 公立学校統計調査（進路状況調査）                  |          |  | ○高校進学率 98.9%<br>・全日制 86.8%<br>・定時制 3.8%<br>・通信制 5.5%<br>・特別支援 2.0%<br>・高等専門 0.9%  |
| 13 | 生活保護世帯の子どもの高校進学率                   | 生活保護受給世帯の中学3年生       | 生活福祉課     | 生活保護受給世帯のデータ                      |          |  | ○高校進学率 100%<br>・全日制 65.3%<br>・定時制 13.0%<br>・通信制 8.7%<br>・特別支援 13.0%   |
| 14 | 「将来の夢や目標をもっていますか」の質問で肯定的に答える子どもの割合 | 区立中学3年生              | 教育指導課     | 全国学力・学習状況調査                       |          | 「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の合計割合  | 68.8%   |
| 15 | 区内都立高校の中退者数（率）<br>（全日制・定時制）        | 区内都立高校の生徒            |           |                                   |          | 平成29年度の「児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」では公表されていた「【参考】平成28・29年度間学校別（学科別）退学者数・退学率・増減一覧」がH30年度からは公表されなくなったため、集計不可。  |   |
| 16 | 区内都立高校の卒業時の進路未決定者数（率）<br>（全日制・定時制） | 区内都立高校の生徒            |           | (都)学校基本統計（学校基本調査報告書）              |          | 「進路未決定／卒業者数」「一時的な仕事に就いた者」／「卒業者数」の割合（下記出典から抜粋して集計）<br><br>【出典】学校基本統計（学校基本調査報告書）<br>●進路未決定・・・家事手伝いをしている者、外国の大学等に入学した者又は進路が未定であることが明らかな者<br><br>●一時的な仕事に就く・・・アルバイト・パート等臨時的な収入を得ることを目的とする仕事に就いた者 |   |

### 子どもの貧困対策に関する指標の実績（令和4年度状況）

| No | 指標名                           | 対象者    | 関係課（調査対象） |   | 令和4年度実績値 | 集計方法   | 令和3年度 |
|----|-------------------------------|--------|-----------|---|----------|--|-------|
|    |                               |        | 課         | 関連事業・調査等  |          |  |       |
| 17 | ひとり親家庭に対する就労支援事業による就業率及び正規雇用率 | ひとり親家庭 | 生活福祉課     | ①ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業<br>②ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業<br>③ひとり親家庭自立支援プログラム策定<br>④北区くらしとごと相談センター |          | ●就業率・・・「①～③事業修了者」「④センター相談後就労支援に繋がった者」が支援後に雇用（正規、非正規、役員）、自営業・家族従事に就いている合計割合<br><br>●正規雇用率・・・「①～③事業修了者」「④センター相談後就労支援に繋がった者」が支援後に正規雇用になっている合計割合 | 別紙に入力 |

## (新計画案) 子どもの貧困対策に関する指標

●子どもの貧困対策に関する指標の見直しのポイント

- ・現在の指標に加え、他自治体を参考とした指標を追加するとともに、北区独自の指標を追加する。

| No  | 対象期    | 指標名   | 対象者                       | 備考                    |
|-----|--------|---|---------------------------|-----------------------|
| 1   | 妊娠・出産期 | 妊娠届出後の妊婦への面接を実施する割合   | 妊婦                        |                       |
| 追加案 | 乳幼児期   | 乳児健診（3～4か月児健診）、乳幼児健診（1歳6か月児健診）、乳幼児健診（3歳児健診）の平均受診率                           | 区内3～4か月児<br>1歳6か月児、3歳児    | 毎年調査                  |
| 2   | 乳幼児期   | 歯科検診でむし歯ありの判定を受けた子どもの割合   | 区内3歳児                     |                       |
| 3   | 乳幼児期   | 歯科検診で未処置のむし歯がある子どもの割合   | 区内3歳児                     |                       |
| 4   | 小学生    | 歯科検診でむし歯ありの判定を受けた子どもの割合   | 区立小学1年生                   |                       |
| 5   | 小学生    | 歯科検診で未処置のむし歯がある子どもの割合   | 区立小学1年生                   |                       |
| 6   | 小・中学生  | 子どもの朝ごはん摂取率   | 区立<br>小学2、4、6年生、<br>中学2年生 |                       |
| 7   | 小・中学生  | 「自分には良いところがある」の質問で肯定的に答える子どもの割合   | 区立<br>小学6年生<br>中学3年生      |                       |
| 追加案 | 小・中学生  | 「ほっとできると感じる居場所がありますか」の質問で「ある」と答える子どもの割合                                     | 区立<br>小学5年生<br>中学2年生      | 調査は毎年ではなく<br>数年に1度を想定 |
| 追加案 | 小・中学生  | 「1日のうち自分の自由な時間（家事や家族のお世話等を除き、自分が好きに使える時間のことをいいます。）はありますか」の質問で「ない」と答える子どもの割合 | 区立<br>小学5年生<br>中学2年生      | 〃                     |
| 8   | 小・中学生  | 「全国学力・学習状況調査」の児童・生徒の平均正答率   | 区立<br>小学6年生<br>中学3年生      |                       |
| 9   | 小・中学生  | 「北区基礎・基本の定着度調査」の児童・生徒の達成率<br>※達成率＝正答率／目標値×100                               | 区立小学2年生                   |                       |
|     | 小・中学生  | 〃   | 区立小学4年生                   |                       |

## (新計画案) 子どもの貧困対策に関する指標

●子どもの貧困対策に関する指標の見直しのポイント

- ・現在の指標に加え、他自治体を参考とした指標を追加するとともに、北区独自の指標を追加する。

| No | 対象期    | 指標名                                | 対象者                  | 備考 |
|----|--------|------------------------------------|----------------------|----|
|    | 小・中学生  | 〃                                  | 区立小学6年生              |    |
|    | 小・中学生  | 〃                                  | 区立中学2年生              |    |
| 10 | 小・中学生  | 学校外学習時間が1時間未満の児童・生徒の割合             | 区立<br>小学6年生<br>中学3年生 |    |
| 11 | 小・中学生  | 小学校・中学校の不登校者数（率）                   | 区立小・中学校の児童・生徒        |    |
| 12 | 中学生    | 区立中学校の高校進学率                        | 区立<br>中学3年生          |    |
| 13 | 中学生    | 生活保護世帯の子どもの高校進学率                   | 生活保護受給世帯の中学3年生       |    |
| 14 | 中学生    | 「将来の夢や目標をもっていますか」の質問で肯定的に答える子どもの割合 | 区立中学3年生              |    |
| 15 | 高校生    | 区内都立高校の中退者数（率）<br>（全日制・定時制）        | 区内都立高校の生徒            |    |
| 16 | 高校生    | 区内都立高校の卒業時の進路未決定者数（率）<br>（全日制・定時制） | 区内都立高校の生徒            |    |
| 17 | ひとり親家庭 | ひとり親家庭に対する就労支援事業による就業率及び正規雇用率      | ひとり親家庭               |    |

# (仮称) 北区子ども条例の基本的な考え方 (案)

令和5年5月31日 北 区

この「条例の基本的考え方」は、条例制定のための要旨となる事項を記載したものであり、具体的な表記等は今後精査していきます。

条例文は、なるべく平易な言葉で子どもにもわかりやすい表現となるよう努めます。

## ◎条例制定の趣旨

北区では、3つの優先課題に「子育てするなら北区が一番」を掲げており、また、「北区教育・子ども大綱」及び「北区子ども・子育て支援計画」において、子どもの人権を尊重し、子どもの最善の利益実現をめざすことを明記しています。

こうした中、貧困やいじめ、虐待等、子どもを取り巻く今日的な課題に対して、行政と家庭、地域、学校、子どもの施設、民間事業者など、すべての区民が一体となり、子どもの育ちと子育て家庭への支援を推進するとともに、すべての子どもが誰一人取り残されることなく、将来への希望をもって、心身ともに健やかに成長できるよう、(仮称)北区子ども条例を制定することとします。

## 1 条例の全体構成

- (1) 前文
- (2) 総則(目的、基本理念、定義、各主体の役割)
- (3) 子育て、養育の支援
- (4) 子どもの安全、安心の保障
- (5) 子どもの意見表明、参加の支援
- (6) 自分らしさ、個性の尊重
- (7) 子どもの居場所作り
- (8) 子どもの権利擁護
- (9) 子どもの権利の普及
- (10) 権利委員会

## 2 条例の内容

---

### (1) 前文(盛り込む内容)

- ① 生命、生存、発達への権利
- ② 子どもの最善の利益の確保
- ③ 子どもの意見の尊重
- ④ 子どもに対するあらゆる差別の禁止
- ⑤ 「児童の権利に関する条約」及び子どもの権利について

### (2) 総則部分

#### ① 目的

- ・「児童の権利に関する条約」の趣旨に基づき、未来を担う子どもたちが誰一人取り残されることなく、自分の将来に夢と希望をもって健やかに成長できるよう子どもの権利を保障するとともに、保護者や地域、学校等子どもを取りまくすべての人々が、子どもの育ちを支援するまちを目指す。

#### ② 基本理念

- ・「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、子どもを権利の主体として尊重するとともに、「子どもの最善の利益」を最優先とする。
- ・すべての子どもが将来への夢と希望をもって健やかに成長できるよう、社会全体で子どもを育む環境を整備する。

#### ③ 定義

- ・「子ども」とは区民および区に関する18歳未満の者をいう。ただし、本条例の適用を認めることが適当な者も含む。
- ・「保護者」とは、親、里親、その他親に代わり養育をする者をいう。
- ・「区民等」とは、区内で学んだり、働いたり、活動したりしている区民、団体、事業者のことをいう。
- ・「育ち学ぶ施設及び団体等」とは保育所や幼稚園、学校、その他子どもが育ち、学び、活動する施設及び団体をいう。

#### ④ 北区の役割

- ・区は、「児童の権利に関する条約」を踏まえ、子どもの「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」をはじめとした、子どもの権利を尊重し擁護するための施策を推進すること。
- ・区は、子どもの健やかな成長のため、保護者が安心して子育てに取り組めるよう、必要な支援を行う。
- ・区は、区民等の子どもや子育てを支援する活動を促進すること。
- ・区は、国、他の地方公共団体等と連携協力し、区外においても子どもの権利が保障されるよう努めること。

⑤ 保護者の役割

- ・保護者は子どもの権利が保障されるよう努めるとともに、子どもの年齢や成長に応じた支援に努めること。

⑥ 区民等の役割

- ・区民等は地域において子どもの権利が保障されるよう努めるとともに、子どもが健やかに成長し子育てしやすい環境づくりに努めること。

⑦ 育ち学ぶ施設及び団体等の役割

- ・育ち学ぶ施設及び団体等の設置者及び職員は、その活動において子どもの権利が保障されるよう努めるとともに、家庭や地域との連携のもとで子どもが主体的に育ち、学ぶことができるよう支援に努めること。

(3) 子育て、養育支援

① 子どもの育ちへの支援の保障

- ・保護者は、安心して子育てができるよう子どもの健やかな育ちのため、区等からの必要な支援を受けることが保障されること。

② 養育環境の保障

- ・保護者が良好な家庭環境の中で子どもを養育できるよう、区等は必要な支援を行うよう努めること。

(4) 子どもの安全、安心の保障

① 子どもの成長と安心の保障

- ・子どもは、保護者に家庭的な安心して過ごせる環境のもとで育まれ成長していく権利及び、あらゆる暴力や差別から守られ安心して生きる権利が保障されること。

② 虐待、体罰等の禁止

- ・虐待、体罰など子どもの権利侵害をしてはならないこと。
- ・子どもは権利が守られないとき、保護者、区民等、育ち学ぶ施設及び団体など大人に助けを求めることができること。
- ・区は、虐待や体罰など子どもの権利侵害の防止と救済のために必要な措置を講ずること。

③ 子どもが安全、安心に暮らせる環境づくり

- ・区は保護者、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等など関係機関と連携のもと、子どもが安心して安全に暮らすことのできる環境づくりに努めること。

④ 子どもの貧困の防止

- ・区は、すべての子どもが誰一人取り残されることなく、健やかに育ち、学ぶことができるよう、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等など関係機関と協力のもと、子どもの貧困の防止に総合的に取り組むこと。

⑤ いじめその他の権利侵害の防止

- ・区、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等は、子どもがいじめその他の権利の侵害を受けることなく、安心して生活することができるよう努めること。

## (5) 子どもの意見表明、参加の支援

### ① 子どもの意見の尊重と参加

- ・子どもは、家庭、育ち学ぶ施設及び団体等、地域など生活におけるあらゆる場面において、その意見が尊重され、参加する権利が保障されること。

### ② 子どもの意見反映、参加の仕組みづくり

- ・区、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等の設置者は、区政、地域活動、育ち学ぶ施設及び団体等の運営において子どもの意見反映、参加に努めること。

## (6) 自分らしさ、個性の尊重

- ・子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、**また相互に尊重しあうことで**、誰一人取り残されることなくその権利が保障されること。

## (7) 子どもの居場所づくり

- ・区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等の設置者は、子どもが安心して安全に遊び、学び、活動するために必要な居場所作りの推進に努めること。
- ・区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等の設置者は子どもの身近な生活の場において、居場所が確保されるよう努めること。

## (8) 子どもの権利擁護

### ① (仮称) 子どもの権利擁護委員の設置

- ・区は、子どもの権利侵害等について適切かつ迅速に処理するため「(仮称) 子どもの権利擁護委員」を置くこと。
- ・「(仮称) 子どもの権利擁護委員」は、人格が優れ、子どもの権利に理解と識見を有する者のうちから区長が委嘱すること。
- ・任期は2年とし、再任を妨げないこと。
- ・守秘義務を課すこと。

### ② 「(仮称) 子どもの権利擁護委員」の職務等

- ・独立して職務を行うこと。ただし、必要に応じて合議を行うこと。
- ・子どもの権利侵害の相談、その改善や救済、回復のための助言や支援を行うこと。
- ・子どもの権利侵害の申立てを受け、事実関係の調査、調整を行うこと。
- ・判明した子どもの権利侵害に対して、必要と認められる場合、権利の回復に向けて、侵害した機関等に対して、是正の要請等を行うこと。
- ・毎年の活動状況を区長に報告し、公表すること。

- ・区は、「(仮称)子どもの権利擁護委員」の職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、積極的に協力すること。
- ・保護者、区民等、育ち学ぶ施設及び団体等の設置者は、「(仮称)子どもの権利擁護委員」の職務の遂行に協力するよう努めること。

## (9) 子どもの権利の普及

- ・区は、保護者や区民等に対して、条例に定められた子どもの権利について、周知や学習の機会を設けるなどして、普及啓発に努めること。
- ・区は、子どもにかかわる施設等において、この条例に定められた子どもの権利が保障されるよう普及啓発に努めること。
- ・区は、児童虐待に係る通告について、地域や子どもにかかわる施設と連携して広報及び啓発活動を行うこと。

## (10) 子どもの権利委員会

### ①北区子どもの権利委員会の設置

- ・区は、この条例に基づく施策を検証するために、区長の附属機関として北区子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を設ける。
- ・権利委員会は、区長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。
- ・権利委員会の委員（以下「委員」といいます。）の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- ・区長は、委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合又は職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、その職を解くことができる。
- ・委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### ②権利委員会の職務

- ・権利委員会は、次に掲げる職務を行います。
  - (1) 区長の諮問を受けて、子どもの権利保障の状況等について、調査及び審議をすること。
  - (2) 権利擁護委員からの報告について、調査及び審議をすること。
  - (3) 前各号の調査及び審議の結果を区長に答申し、制度の改善等を提言すること。

### ③会長及び副会長

- ・権利委員会に会長及び副会長を置く。
- ・会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- ・会長は、権利委員会を代表し、会務を総理する。
- ・副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### ④招集等

- 権利委員会は、会長が招集する。
- 権利委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 権利委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

⑤庶務

- 権利委員会の庶務は、子ども未来部において処理する。

## 「(仮称)北区子ども条例 アンケート(案)」の実施について

- 1 対 象 区立小中学校で児童・生徒(小学生は4年生以上)
- 2 実施時期 令和5年7～8月頃
- 3 聴取方法 GIGA スクール端末を活用した選択式(一部記述式)アンケート
- 4 質問項目
  - (1) 条例の名称について(選択式)
  - (2) 条例の前文について
    - ・スタイル(選択式)
    - ・キーワード(自由に)
  - (3) 盛り込むべき権利(選択式)
  - (4) 一番幸せを感じるのは、どんなときか
  - (5) 条例についての自由意見

### アンケート(案)

---

※以下、すべて実際に聴取する際には、子どもたちにも分かり易い文章へ改め、適宜イラストを添えるなどして、できるだけ答えやすいアンケートとする予定です。

北区では、すべての区民が一体となって子どもの育ちと子育て家庭への支援を推進するまちの実現を目標とし、令和5年度末の「(仮称)北区子ども条例」の制定を目指して、準備を進めています。

昨年12月には、「(仮称)北区子ども条例」の制定準備のため、皆さんが困っていることや、その解決策等についてアンケートを行いました。今回は、条例のより具体的な内容についてアンケートを実施します。

条例を目にした区民の方々が、子どもたちが生きるために必要な権利等の重要性を理解し、子どもたちの健全な育ちを支援しようという意識を醸成するために、条例にはその主役であるあなたたち子どもたち自身の意見を反映させることが不可欠です。ぜひご協力ください。よろしくお願いいたします。

問1 条例の名称は、ア～ウのどちらが良いですか？ \_\_\_\_\_

ア. 「権利」という言葉を含んだもの

例：「北区子どもの権利条例」「北区子どもの権利を守る条例」

イ. 「未来」という言葉を含んだもの

例：「北区子ども未来条例」「北区未来に羽ばたく子ども条例」

ウ. 「幸せ」という言葉を含んだもの

例：「北区子どもの幸せ条例」「北区子どもの幸せを守る条例」

問2 条例の前文について

「前文」とは、条文本体の前に置かれ、その法令の理念、目的などを強調して述べた文のことで、(仮称)北区子ども条例では、皆さんが広く区民の皆さんへ伝えたい重要なことやメッセージを盛り込みたいと考えています。

(1) 前文はどのような形式のものがよいと思いますか？次のア～エから選んでください(エは意見欄にも記述してください)。 \_\_\_\_\_

ア. 制定する区側の思い・目的等を文章形式で表したもの

(例：「江戸川区子ども条例」の前文参考)

子どもは、生まれたときから、人種や性別、障害や病気のある、なしなどにかかわらず、一人の人間として大切にされるかけがえのない存在です。一人ひとりがさまざまな個性や能力を持ち、誰もが大きな夢を抱き、未来への可能性が開かれています。

すべての子どもは、保護者や多くのおとなの愛情のもとで、安心して育ち、遊び、学び、暮らしていくことができます。そのために、おとなは、お互いに力を合わせ、子ども自身が成長する力を認めるだけでなく、子どもの思いや意見をしっかりと受け止め、一緒に考え、子どもの育ちを支えていきます。

区は、児童の権利に関する条約の考えをもとに、すべての区民が力を合わせ、まち全体で子どもの育ちを支え、すべての子どもにとって最もよいことが実現できるまちづくりを進めることを宣言し、この条例を定めます。

## イ. 子ども・大人・区、それぞれの立場から宣言する形式

(例：北区策定「大規模水害を想定した避難行動の基本方針」を参考)

<子どもから大人へのメッセージ>

1. 私たち子どもが困ったときは、きちんと相談にのってください。
2. 私たち子どもは、ひとりひとり、やりたいことができることが違います。それぞれの状況を考慮したうえで、成長のための支援をするようにしてください。

<大人から子どもへのメッセージ>

1. 私たち大人は、子どもたちを1人の人として尊重します。
2. 私たち大人は、子どもたちが、支援が必要な存在と認識し、常にあらゆる場面で手厚く必要な支援を行っていきます。

## ウ. 子どもたちからのメッセージを発信する形式

(例：「武蔵野市子どもの権利条例」の前文を参考)

北区は子どもの権利条約に基づき、区民とともに、子どもの最善の利益を尊重する社会の実現を目指し、この条例を定めます。そして、次に掲げる子どもたちのことばが実現できるまちを目指します。

「わたしたち子どもは、未来の希望となる種で、無限の可能性や能力があり、それらを発揮することができます。

(略)

わたしたちは、自分自身のことを大切に思い、幸せを感じられるよう、これらのことを願います。

そして、これらの願いが届くようなまちであることを望みます。」

エ. その他

|       |
|-------|
| 【意見欄】 |
|-------|

(2) 前文に盛り込んだ方がよいと思う、文言・キーワード・文章等があったら教えてください。(いくつでも可)

|       |
|-------|
| 【意見欄】 |
|-------|

問3 条例には、子どもたちに関するさまざまな権利を盛り込む予定です。

★現在、区で条例に盛り込みたいと考えている子どもたちに関する権利（イラスト）

|              |                    |            |
|--------------|--------------------|------------|
| 1. 子どもの安心・安全 | 2. 子どもの意見<br>表明・参加 | 3. いじめ対応   |
| 4. 虐待の防止     | 5. 自分らしさ<br>・個性の尊重 | 6. 子どもの居場所 |
| 7. 子どもの貧困防止  |                    |            |

(1) 次の①～⑥に挙げた権利のうち、最も重要だと思う権利の番号を3つまで書いてください(1つだけ、2つだけでもよいです)

\_\_\_\_\_

- ①ゆったりと安心できる場所で休み、自由に過ごす時間を持つことが保障される権利
- ②周囲の大人と交流の機会を持ち、意見交換を行い、時には悩み事等を相談できる権利
- ③個々の子どもたちの状況・心情等に応じて、子どもたちの望む形で学ぶことができる権利
- ④様々な文化や芸術、スポーツ等に触れて、親しみ、豊かな自己や表現力をはぐくむ権利
- ⑤プライバシーが尊重される権利
- ⑥失敗してもやり直すことができる権利
- ⑦遊ぶ権利

問4 あなたが一番幸せを感じるのは、どんな時ですか？

問5 そのほか意見があれば書いてください。

【意見欄】

## 条例に関して6月7日の子ども・子育て支援計画部会で出された主なご意見

### アンケートに関して

- ・回答時間の目安を表示すべき
- ・分からないところは飛ばしても良い旨を表示したほうがよい。
- ・もっとも重要だと思う権利の番号を問う設問は、冒頭に「あなたにとって」という語句を追加してほしい。
- ・「必ず盛り込む7つの権利」「それに加えて7つの権利を検討中」ということを、分かり易く表現してほしい。
- ・子ども家庭庁が行う「こども若者★いけんぷらす」での子どもの意見の集め方は非常に工夫されている。YouTubeのショート動画で呼びかけるなど参考になる取組みだ。
- ・区内の私立学校に対しても実施してほしい。
- ・「あなたが一番幸せを感じるのは、どんな時ですか？」という設問への賛同意見（複数）
- ・そのほか、アンケート内容が改善されていることへの賛同意見（複数）